令和4年9月30日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第７条の３第８項の規定に基づき、同法別表第１の６に掲げる物品について、令和４年度の初日から令和４年８月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概　　要	上段：輸入基準数量 下段：協定対象外輸入基準数量	上段：輸入数量 下段：協定対象外輸入数量	差　　分
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	38 トン	73 トン
		110 トン	38 トン	72 トン
3	クリーム	53 トン	25 トン	28 トン
		43 トン	25 トン	18 トン
4	粉乳類	39,597 トン	6,600 トン	32,997 トン
		32,077 トン	5,914 トン	26,163 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	362 トン	2,178 トン
		2,537 トン	362 トン	2,175 トン
6	加糖れん乳	354 トン	14 トン	340 トン
		254 トン	14 トン	240 トン
7	ヨーグルト	13 トン	5 トン	8 トン
		13 トン	5 トン	8 トン
8	バターミルク	17 トン	9 トン	8 トン
		17 トン	9 トン	8 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	20,765 トン	32,159 トン
		39,833 トン	17,475 トン	22,358 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	2,224 トン	10,431 トン
		9,733 トン	1,526 トン	8,207 トン
11	バター	22,803 トン	3,737 トン	19,066 トン
		19,998 トン	3,575 トン	16,423 トン
12	豆類	80,402 トン	42,432 トン	37,970 トン
		32,815 トン	20,838 トン	11,977 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	1,951,493 トン	3,596,219 トン
		4,396,456 トン	1,772,472 トン	2,623,984 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	586,738 トン	640,358 トン
		226,552 トン	110,642 トン	115,910 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	264,290 トン	442,677 トン
		706,467 トン	264,290 トン	442,177 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	1,194 トン	2,568 トン
		3,603 トン	1,050 トン	2,553 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	5,342 トン	5,166 トン
		8,752 トン	5,234 トン	3,518 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	60,039 トン	104,307 トン
		163,917 トン	60,039 トン	103,878 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	6,593 トン	12,813 トン
		19,406 トン	6,593 トン	12,813 トン
19	その他のでん粉	1,496 トン	700 トン	796 トン
		1,308 トン	700 トン	608 トン
20	イヌリン	2,774 トン	807 トン	1,967 トン
		72 トン	13 トン	59 トン
21	落花生	33,564 トン	16,934 トン	16,630 トン
		20,641 トン	8,565 トン	12,076 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	84 トン	72 トン
		156 トン	84 トン	72 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	1,828 トン	8,211 トン
		4,879 トン	383 トン	4,496 トン
24	でん粉調製品	287 トン	156 トン	131 トン
		287 トン	156 トン	131 トン
25	コーヒー又は茶の調製品（ミルク30%以上）	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品（ミルク30%以上）	4,970 トン	1,016 トン	3,954 トン
		2,580 トン	509 トン	2,071 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	4,699 トン	14,294 トン
		2,415 トン	725 トン	1,690 トン
28	繭	4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
		4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
29	生糸	260 トン	101 トン	159 トン
		260 トン	101 トン	159 トン

【備考】
・項番号は、関税暫定措置法別表第１の６の項番号。
・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。